

命 令 書

再審査申立人 スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合

同 X1

再審査被申立人 エクソンモービル有限会社

上記当事者間の中労委昭和63年(不再)第50号事件(初審東京都労委昭和51年(不)第126号事件)について、当委員会は、平成17年4月6日、第7回第三部会において、部会長公益委員荒井史男、公益委員山川隆一、同椎谷正、同岡部喜代子、同古郡鞆子出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 本件は、エクソンモービル有限会社(以下「会社」)が、昭和51年6月7日(以下「昭和」の元号を省略)付けで、スタンダード・ヴァキューム石油労働組合(以下「ス労」)の下部組織であるス労エッソ本社支部の書記長 X1(以下「X1」)ら4名を懲戒解雇したことが不当労働行為であるとして、同年12月20日にス労及びX1ら4名から東京都地方労働委員会(以下「東京都労委」)に対して救済申立てがあった事件である。

会社は、本件再審査申立て当時の63年10月5日にはエッソ石油株式会社と称していたが、平成12年2月には組織変更によってエッソ石油有限会社となり、同14年6月にはエッソ石油有限会社と申立外モービル石油有限会社(以下モービル石油)、同エクソンモービルマーケティング有限会社、同エクソンモービルビジネスサービス有限会社が合併して、現在の会社となった。

X1のほか懲戒解雇されたのは、当時のス労エッソ本社支部(以下「ス労本社支部」)執行委員長 Nk(以下「Nk」)、同副執行委員長 Sm(以下「Sm」)、同 An(以下「An」)である。

なお、以下において、ス労本部及び上記ス労本社支部を合わせて「ス労」ということがある。

本件救済申立て後、Smは54年1月に、また、ス労、Nk及びAnも63年3月31日に本件救済申立てを取り下げた。X1は、57年10月14日にス労から分離・独立して結成されたスタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合(以下「自主労」)に加入したところ、東京都労委は自主労を当事者として追加する決定を行い、結局自主労及びX1に係る本件救済申立てが初審における審査の対象となった。

2 初審における本件救済申立てに係る請求する救済の内容の要旨は、以下のとおりである。

(1) 会社は、X1に対する51年6月7日付け懲戒解雇を撤回し、同人を原職に復帰させるとともに、同人が解雇された日の翌日から原職に復帰させるまでの間に受けるはずであった賃金、一時金相当額を支払わねばならない。

(2) 上記に関する謝罪文の手交及び掲示

3 東京都労委は、63年10月3日、本件救済申立てを棄却したところ、自主労及びX1は、これを不服として、同年10月5日に再審査を申し立てた。

第2 再審査申立人らの主張の要旨

1 初審命令が、会社の挙示する懲戒処分事由を是認した各判断について

(1) 組合旗貼付について(初審命令書31頁。以下頁のみ記載する。)初審命令は、株式会社ティー・ビー・エス興発(以下「TBS興発」)の使用細則(会社は、ティー・ビー・エス会館(以下「TBS会館」)の6階から9階をTBS興発から賃借している。)と「管理責任者の再三の申入れ」を根拠に、「X1らス労本社支部役員が懲戒解雇責任を問われたとしても止むを得ない」と判断する。

しかしながら、TBS興発の使用細則なるものは、初審で書証として提出され初めて明らかになったもので、会社から組合に対しそのことについての協議の申入れは一切なかった。会社は、TBS会館への危険物の持込等の重大な安全無視の事例に対しては処分をしていない。また、再三の申入れは、組合活動を忌み嫌った不当労働行為意思の強さの現れである。

(2) 51年春闘時におけるビラ貼付について(34頁)

初審命令は、「枚数は常軌を逸した過大なもの」、「撤去・清掃後も跡等が残るなど、原状回復を著しく困難にするようなもの」を根拠に、「X1らス労本社支部三役について懲戒解雇責任が問われても止むを得ない」と判断する。

しかしながら、「ステッカー闘争」は、ス労本部の指令で行われたものであり、ス労本社支部の責任を追及するのは筋違いである。ステッカー闘争が争議権の行使として、必要かつ正当な行為であるのに、会社が49年以来、直ちに全部剥

がしてきたのは不当である。また、51年の貼付枚数も49年とほぼ同じであるのに、会社は殊更51年春闘時を狙って本件処分を行った。原状回復については、濡れ雑巾で剥がせば簡単に取れるのに、会社はあえて定規で行い、塗装を剥離させたものである。

(3) 51年春闘中におけるエ労組合役員の入構阻止をめぐるトラブルについて(36頁)

初審命令は、上記に関するX1の懲戒解雇事由について、ス労本社支部三役としての責任とともに、同人の暴力行為を実行行為責任として挙げる。

しかしながら、51年4月7日と同月8日の連日の「朝ビラ」配布は、ス労本部の指令、現場指揮の下に、防衛行為として第二組合(エ労)幹部に対する糾弾行動として行ったのであるから、ス労本社支部三役が責任を負わされるいわれはない。X1は、初審命令が挙げるような暴力行為を一切しておらず、このことは写真や証言等の証拠からも明らかである。また、初審判断は、X1の暴力行為について東京地裁の刑事判決で有罪となった行為をそのまま認定して、解雇を相当と決めつけた不当な命令である。

(4) 51年春闘中における、ビラ撤去をめぐる警備員とのトラブルについて(37頁)

初審命令は、上記に関するX1の懲戒解雇事由について、ス労本社支部三役としての責任とともに、同人の暴力行為を実行行為責任として挙げる。

しかしながら、会社は、組合が講演会を行っている時間に元ガードマンにビラ剥がしを取らせて行わせ、組合の抗議と説得に対してガードマン20人をもって組合員に暴行を振るったのである。しかも、ガードマンの被害とするものは偽証工作によるものであった。さらに、初審判断は、上記(3)と同様、東京地裁の刑事判決の内容をそのまま認定した結果、会社が解雇事由に挙げていない「警備員Th」に対する行為まで会社の処分を相当とする誤りを犯しており、この一点をとっても初審命令は取り消されるべきである。

2 初審命令の不当性及びX1の懲戒解雇について

(1) 初審命令は、全体として、会社における労務政策や36年以降の労使関係の背景事実を一切無視し、会社がX1の懲戒解雇理由として主張する事実の一つ一つを就業規則に形式的に照らし合わせ、会社に解雇権の濫用があったか否かのみを判断した不当な命令である。

(2) X1の懲戒解雇は、会社が48年の第1次石油危機を契機とした合理化強行のため、合理化に反対するス労の分断と解体を目的に、49年に第二組合のエ労を「でっち上げた」が、その目的を達成できなかったことから、51年の刑事弾圧を口実にス労の壊滅を企図して行ったものである。そして、このことは、本件

懲戒解雇後の50年後半ごろまでの労使関係、特に57年9月16日にホテル阪神で会社の大阪支店の支店長らが会議を行い(以下「ホテル阪神会議」)、ス労大阪支部役員の解雇を謀議していたこと等からも明らかである。

第3 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令理由の第1「認定した事実」のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「申立人」を「再審査申立人ら」と、「被申立人」を「再審査被申立人」と、「当委員会」を「東京都労委」と、「前記」を「上記」と、「後記」を「下記」と、それぞれ読み替えるものとする。

なお、当委員会は、会社がX1の懲戒解雇事由として挙げる事項のうち、初審命令が懲戒解雇事由に当たると判断した初審命令第2の2(2)④ア、⑩、⑭及び⑮に関連する事実を中心に検討を加えることとする。

また、事実に関する証拠の摘示については、書証の甲号証、乙号証、丙号証は、それぞれ「甲1」、「乙1」、「丙1」の例により、初審及び再審査の審問速記録の審問回数と頁は、それぞれ「初①1頁」、「再①1頁」の例による。

1 1の(1)(2頁)を次のとおり改める。

「(1) 再審査被申立人会社は、肩書地に本社を置き、全国各地に支店、販売事務所、油槽所等を設置し、石油及び石油化学各種製品の販売等を業とする従業員数約1,400名(初審審問終結時)の会社である。」

2 1の(2)(2頁)中「全日本石油労働組合協議会」を「全国石油産業労働組合協議会」に、「エッソ化学」を「後記エッソ化学株式会社(以下「エッソ化学」)」に改め、「、以下「ス労本部」または後記「ス労本社支部」を含め「ス労」という」を削る。

3 1の(3)(2頁)を次のとおり改める。

「(3) 再審査申立人X1は、現在自主労の組合員であるが、上記第1の1のとおり、51年6月7日付けで懲戒解雇された。」

4 1の(4)(3頁)中「以下「エ労」という。」を「以下「エ労」。エ労本部及びエ労本社支部を合わせて「エ労」ともいう。(なお、エ労本部は、会社の本社など主な会社事務所所在地に各支部を組織している。)」に改める。

5 2の(3)(4頁)中「昇格に伴う昇給分について、今後は」の後に「昇給分は別枠とし(初④17頁)、」を加える。

6 2の(5)①(4頁)中「ティー・ビー・エス会館」から「賃借している。)」までを「TBS会館」に、「前年まで」を「46年まで」に改める。

7 2の(6)①(5頁)中「テロ行為に対する警備を強化せよとの」を「関連会社がゲリラ等によって破壊された事実があったことから警備に注意するように」に、「同年3月4日」から「答えた。」までを「その後行われた団体交渉の席上、ス労が警備導入は組合弾圧ではないかと述べたのに対し、会社は組合とは関係ない旨述べた。」に改める。

8 2の(6)②(6頁)中「全組合員に配布して」を「全組合員に配布するとともに各支部等に対しても同旨の指令書を発し」に改め、同末尾に「なお、同日、会社は、ス労本社支部に対し、ビラ貼付は労働協約第19条に違反することになるので差し控えるよう、実行した場合は撤去する旨を事前に書面で警告していた。また、同日、TBS興発の管理責任者Uは、ス労本社支部に対し、多数のビラを許可なく貼付したことはTBS興発所有の物件を損じる行為であると書面で抗議した。」を加える。

9 2の(6)③第1段落(6頁)中「これを無視した」を「組合員多数を指導してビラを貼付した」に、「事情」を「事由」に改め、「今後これを繰り返した場合は、」の後に「貼付物を直ちに撤去し」を、「必要な処置をとる旨の警告書を発した。」の後に「これに対して、ス労本社支部は、同月26日に行われたス労本社支部との団体交渉(以下「支部団交」)において、ビラ貼付は正当な組合活動であるとして、会社のビラ撤去に抗議した。ちなみに、会社はス労に対し、掲示板を6階ないし9階の各階に1枚ずつとエッソ化学の職場に1枚の計5枚を貸与していた。」を加える。

10 2の(6)④(7頁)の末尾に「なお、49年春闘時においては、8回にわたり、合計数千枚のビラが貼付されたが、会社は、初めてのビラ貼付であった事情を考慮し、処分を留保した」を加える。

11 3の(1)(7頁)を次のとおり改める。

「(1) 49年春闘と一時金闘争が終わった直後の同年6月27日、ス労の活動方針等に批判的なス労本社支部役員のYkらを中心とする本社及び東京支店のス労組合員の数十名が、ス労から独立し、エ労を結成した。同月28日、エ労は、会社に団体交渉を申し入れ、7月1日に会社と団体交渉を行った。会社は、エ労の申し入れを容れて、組合掲示板を設置し、翌2日には同組合事務所を貸与し、同事務所の内外線電話も架設した。また、エ労の初代執行委員長となったYkは、結成後約1箇月間、有給休暇を取得するなどして組合活動に従事した。なお、同月23日、会社は、エ労と組合専従の取り決めをするまで同人を組合業務に従事させる旨の覚書を締結し、同日以降、同人は欠勤扱いとなった。」

12 3 の(4)(8 頁)中「ス労を脱退した」を「ス労から脱退したり、非組合員であった」に改める。

13 3 の(5)①(8 頁)を次のとおり改める。

「① 50 年春闘と一時金闘争時の同年 3 月 25 日から 7 月 18 日までの間、ス労は、42 回にわたり合計約 15,000 枚のビラを TBS 会館の 6 階から 9 階の各階のエレベーターホール壁面等にメリケン粉糊などで貼付するなどした。なお、会社は、同年 3 月 25 日、ス労本社支部に対し、前年と同様、労働協約に違反するのでビラ貼付を行わないように求め、実行した場合は撤去する旨を書面で事前に警告していた。

さらに、同年 4 月 25 日には、会社は、ス労本社支部に対し、会館の使用細則に準拠し、旗やビラ貼付等の行為を行わないようにとの TBS 会館を管理する TBS 興発から会社宛ての申入書を添付した警告書を送付した。同日、TBS 興発もス労本社支部に対して、上記会社宛て申入書と同じ内容の文書を送付していたが、当時ス労本社支部執行委員長であった Nt(以下「Nt」。なお、本件の 51 年当時、同人はス労本部中央執行委員であった。)は、同会館の管理責任者 U に対し、関係ないなどと述べて同文書を返却した。

50 年 5 月、会社は、春闘時に違法行為があったとして、Nt を減給、組合員 1 名を出勤停止 7 日、同 3 名を出勤停止 1 日、同 1 名を譴責の各処分に、また、同年 8 月、一時金闘争時に違法行為があったとして、Nt を出勤停止 1 日、他の三役 3 名を減給の処分に付した。これに対し、ス労は、会社の挙げる処分理由はいずれも虚偽の事実に基づく不当な処分であるとして抗議し、会社にその撤回を求めたが、会社は応じなかった。

同年 6 月、支部団交が行われ、この中で、ス労本社支部が、ビラ撤去は不当である旨述べたのに対し、会社は、ビラ貼付に関し労働協約に定められたルールを守るよう要請するとともに、TBS 興発からも再三抗議を受けており、貼付されたビラを剥がすのは当然であるなどと述べた。

また、同年 7 月の支部団交においても、会社は、ビラ貼付は正当な組合活動の範囲を逸脱しているとの警告書を手交した。」

14 4 の(1)第 1 段落(9 頁)中「4 月 16 日」を「4 月 8 日」に、同第 2 段落中「配布するというもので」から「行っていた。」までを「配布し、組合員の一人がビラの内容をハンドマイクで情宣するというもので、その際、組合旗を掲揚することもあった。また、「朝ビラ」配布にはス労本部役員らが参加することもあったが、主としてス労本社支部役員を中心に同支部組合員が行っていた。」に、「約 100 名程」を「150 名」に、「時間を午前 8 時 35 分まで」から「実行した。」ま

でを「終了時間を午前8時35分とすることをス労本社支部執行委員会で決定し、会社の休業日を除き、連日、決定どおり実行した。」に改める。

15 5の(1)⑦(11頁)の末尾に「これに対し、同月13日、ス労本社支部は、上記警告書を会社に返送した。」を加える。

16 5の(2)①第2段落(12頁)中「ス労に対してもしばしば抗議した。」から「組合旗を自ら撤去しようとしたところ」までを「TBS興発の管理責任者Uは、2月13日、3月17日、4月2日にス労本社支部役員らに対し、組合旗を撤去するよう申し入れたが、これに応じなかったため、Uが組合旗を自ら撤去しようとしたところ、Nk、An、X1らは」に改め、同末尾に「ちなみに、TBS興発は、49年から、使用細則の「共同使用部分」に関する記載内容を正面玄関入口や6階から9階の各階エレベーターホール壁面に掲示していた。」を加える。

17 5の(2)②(12頁)中「エッソ化学」から「同職場を「ケミカル」という。）」までを「エッソ化学(46年に会社の化学製品販売部門が分離して設立され、55年に「エクソン化学株式会社」に社名変更。同社の職場は、事実上同社の従業員と会社の化学サービス部所属の従業員とによって構成されている。以下、同職場を「ケミカル」。)」に改める。

18 5の(2)③(13頁)中「ス労本社支部の」を「ス労の」に、「ケミカル移転交渉」を「貸室賃貸借交渉」に改める。

19 5の(3)⑧(16~17頁)中「しかし」から「とり合わなかった。」までを「これに対し会社は、警備の必要上警備員の配備は今後も続ける旨述べるとともに、前記(2)の①の組合旗貼付やTBS興発の管理責任者Uに対する撤去妨害と同年1月12日以降続けられている始業時以降のビラ配布等は正当な組合活動の範囲を逸脱しており、今後行わないよう申し入れる旨の警告書を手交した。これに対し、ス労本社支部は、受け取る筋合いはないとして、警告書を丸めて会社側のテーブルにほおり投げた。」に改める。

20 5の(4)①(17頁)を次のとおり改める。

「① ス労本部は、51年3月9日に開催された団体交渉において春季賃金引き上げを要求した後、翌10日には、各支部に対し、「本部が決定した日程を考慮しながら各支部は具体的な取り組みを計画して実行せよ」との指示を行うとともに、同月16日には、前年同様、各支部に書面で「(3月)29日(より)一斉にステッカー(ビラ)闘争を実施せよ」と指令した。

これを受けて同月29日、ス労本社支部は、その責任と権限において、具体的なビラの貼付場所や枚数、日時等を計画した上で、「本日からステッカー闘争に突入する」「ステッカー闘争をより強化する」などと記載した「朝

ビラ」を配布するとともに、昼休みに TBS 会館 6 階エレベーターホール壁面等にビラを貼付(約 240 枚)した。

一方、会社は、同日、49 年からの再三の警告を無視して、多数のビラを貼付したことは労働協約第 19 条に違反するのみならず、会社の施設管理権を侵害するものであり、今後行わないように、また、貼付した場合は直ちに撤去する旨の警告書を Nk に手交しようとした。しかし、Nk が受領を拒否したため、同月 30 日、会社は、ス労本社支部宛てに同文書を送付した。

また、会社は、同年 4 月 1 日の支部団交で、ビラ貼付をやめるよう警告したが、ス労本社支部はビラ貼付を続ける旨述べた。

ス労本社支部は、同年 3 月 29 日から同年 4 月 16 日までの間、9 回(3 月 29 日、4 月 5 日、6 日、7 日、8 日、9 日、12 日、15 日、16 日)にわたり、TBS 会館の 6 階ないし 9 階エレベーターホール壁面などに合計約 6,600 枚のビラを貼付した。

このビラ貼付は、ス労本社支部組合員の約 50 名が、役員室や人事部などが置かれていた 9 階の受付カウンターや役員室の入口のガラス面いっばいに、メリケン粉糊などで貼付したものであり、特に、人事部入口の壁面には Y1 人事担当取締役(以下「Y1 取締役」。49 年 3 月に昇格。)を指して「Y1 出目」「Y1 追放」などと多数のビラで文字を形どって貼付したものもあった。また、ビラの大きさは、主に縦 34cm、横 13cm の大きさと、その記載内容は、ス労本社支部名とともに、「Y1 ファッション体制粉碎」「ガードマン追放暴力支配粉碎」「二組解体」「大幅賃上げ(獲得)」「不当処分撤回」などと記載されていた。なお、会社がこれらのビラを撤去した際、壁面等に糊付け跡やインクの跡が残ったり、壁面の塗装が剥がれたこともあった。」

21 5 の(4)③ア(18 頁)の末尾に「また、ス労本社支部は、同日夜、同日朝のエ労のビラ配布に対して、TBS 会館正面玄関での「朝ビラ」配布を守り、二組を糾弾することを同支部執行委員会で決定した。」を加える。

22 5 の(4)③イ(18 頁)中「エ労本部中央執行委員長 Ib」を「エ労本社支部執行委員長 Ib」に改める。

23 5 の(4)③ウ(19 頁)の末尾に「会社は、3 月末から 4 月初めにかけて、従来の受付業務を主とする 5 名程の警備員以外に約 10 名の警備員を増員した。これらの警備員のほとんどはアルバイトとして警備会社に入社した者で、下記警備員の I、S、Th も学生であった。」を加える。

24 5 の(4)④ア(20 頁)中「エ労本部中央執行委員長 Ib」を「エ労本社支部執行委員長 Ib」に改める。

25 5の(4)⑤ア(21頁)を次のとおり改める。

「ア 同月8日朝、エ労本部中央執行副委員長 Yk(以下「Yk」)、エ労中央執行委員 M(以下「M」)を含むエ労役員ら約十数名は、前日夜に打合せたとおり、集団で TBS 会館正面玄関から入構を図るため、千代田線赤坂駅付近に集合し、8時23分ころに同館正面玄関に近づいた。その際、ス労組合員らは約20名で「朝ビラ」を配布していたが、X1は近づいてきたエ労役員らを見つけて、ハンドマイクで「二組のイヌが来たぞ」「会社のイヌどもが一人前の面をしてやって来た」等と叫んでいた。そして、エ労役員らは、会社管理職約15名と赤坂警察署の刑事が見ている中で、TBS 会館正面玄関に向かって進んだところ、正面玄関付近で、Ykは、ス労本部書記長 Y(以下「Y」)にネクタイをつかまれて歩道の方に押し戻され、更に斜め前方から来た X1に髪の毛をつかまれて振り回された。また、X1は、NkとともにMの胸倉やネクタイもつかんだりした。このようなトラブルに対して会社管理者らが制止に入るなどした。」

26 5の(4)⑤イ(21頁)の末尾に次のとおり加える。

「なお、上記の行為のうち、X1が警備員 Thの背広の襟をつかんで引っ張った行為については、会社は懲戒解雇事由としていない。」

27 5の(4)⑤ウ(22頁)中「Y1人事担当取締役(50年8月に昇格)」を「Y1取締役」に改める。

28 6(24頁)を次のとおり改める。

「(1) 会社は、本件懲戒処分を決定するに当たり、51年5月10日過ぎから「団交委員会」において、同年1月から4月までの間における X1を含むス労本社支部組合員の間責行為の状況、処分対象者の範囲、ス労支部三役の責任の程度、各人別の処分の量定等について検討した。その際、ス労本社支部三役が違法行為を企画・指揮し、率先遂行したこと(以下「企画・指揮責任」)を懲戒事由とした中で、ス労本部役員も参加していた行為については、当時の具体的行為の態様等から検討し、ス労本社支部の方針に基づいて行われたものと判断した。更に「団交委員会」は、これらの検討結果を会社の最高意思決定機関である幹部育成委員会(以下「M.D.C」)に諮り、同委員会として本件懲戒処分を決定した。

ちなみに、「団交委員会」とは、人事担当取締役を長とし、人事部長ら各部の長を含む8名前後で構成される委員会であり、ス労との団体交渉に当たるほか、会社の人事労務の方針決定に参画していた。また、M.D.Cとは、社長、副社長、専務2名及び常務1名で構成される会社の最高意思決

定機関である。

- (2) 会社は、51年6月7日付けで、ス労本社支部三役5名中、Nk、Sm、An及びX1の4名に対し、「企画・指揮」責任は、就業規則第61条(1)(3)、第62条(4)(5)(6)(10)(11)に該当し、また、職場離脱・暴力行為等の実行行為(以下「実行行為」責任)をしたことは、就業規則第61条(3)、第62条(4)(5)(6)(10)(11)に該当するとして、懲戒解雇した。なお、会社は、同日付けで、ス労本社支部副委員長Yyを出勤停止3日の、Ntを出勤停止7日の懲戒処分に付した。

上記就業規則の規定の内容並びに解雇対象者及び処分事由等は、別表1及び2のとおりである。

なお、本件懲戒処分を行う前の同年4月30日、会社は、ス労本社支部に対して、警告を無視してエレベーターホールに無数のビラ貼付を行ったこと、今後同様の行為を行わないようとの申入れとともに、会社が必要な措置をとる権利を留保する旨の警告書を送付していた。」

- 29 7の(1)の第2段落(25頁)の末尾に「61年5月22日、東京都労委は、X1に関する申立て部分を分離することを決定し、その旨を各当事者に通知した。」を加える。

- 30 別表2(42頁)を別表2(本命令書25頁)のとおり改める。

第4 当委員会の判断

- 1 前記第2の1の(1)ないし(4)の再審査申立人らの主張について

これらの点についての当委員会の判断は、本件初審命令理由第2の2(2)のうち、④ア、⑩、⑭及び⑮の一部を次のとおり改めるほかは、当該判断と同一であるので、これを引用する。

- (1) 組合旗貼付について

初審命令理由第2の2(2)④ア(31頁)の末尾に次のとおり加える。「なお、再審査申立人らは、TBS会館の使用細則なるものは初審で書証として提出され初めて明らかになったもので、会社から組合に対しそのことについての協議の申入れは一切なかったと主張する。

しかしながら、前記認定事実(前記第3でその一部を改めて引用した初審命令理由第1(以下「第1」)の3(5)①、本命令書8頁以下)のとおり、50年春闘の際、ス労本社支部に対し、会社は、TBS会館から会社宛の使用細則再確認の申入書を添付した上で、ス労本社支部のビラ貼付や組合旗の立てかけ等の組合活動を止めるよう警告し、また、同会館の管理責任者は、上記行為等に対して使用細則に準拠した行動をとるよう申し入れたり、再三にわたり注意していたことな

どが認められる。したがって、ス労本社支部は、同支部の上記行為が少なくとも同会館の使用細則に抵触することを認識していたものと考えられるが、それにもかかわらずス労本社支部は、これらの警告や注意に対して、関係ないなどとして、取り合おうともしなかったものである。しかも、前記認定事実(第1の5(2)①、12頁、本命令書10頁)のとおり、51年春闘の際には11回にわたり同会館正面玄関のガラス面にガムテープで組合旗を貼付していたもので、これに対して同会館の管理者が同会館の決まりにより撤去する旨述べた上で撤去しようとしたところ、ス労本社支部役員らが実力をもって妨害したというのであるから、本件組合旗貼付は、ス労本社支部役員らが実質的に重要な役割をもって指導していたというべきである。

また、再審査申立人らは、会社はTBS会館への危険物の持込等の重大な安全無視の事例に対して処分をしていないと主張するが、危険物の持込といわれるものがどの程度のものであったのかなど、その詳細についての疎明がないのみならず、上記認定のス労の組合旗貼付行為は、これら再審査申立人らが指摘する他の行為に対する会社の対応の軽重、当否を比較するまでもなく、甚だしい行き過ぎであることは明らかであるから、この点についての再審査申立人らの主張も採用できない。

さらに、管理責任者の再三の申入れが組合活動を嫌忌した不当労働行為意思の強さの現れであるとの主張については、上記認定事実のとおり、再三の申入れはTBS興発の管理責任者がス労の行き過ぎた行為に対して、ス労にも会社にも申入れていたものであって、会社とTBS興発の管理責任者が意を通じて組合を嫌忌して行っていた事実を認めるに足りる証拠はないから、再審査申立人らの主張は採用できない。」

(2) 51年春闘時におけるビラ貼付について

初審命令理由第2の2(2)⑩第2段落(34頁)中「現状回復」を「原状回復」に改め、同⑩の末尾に次のとおり加える。

「なお、再審査申立人らは、「ステッカー闘争」はス労本部の指令であり、ス労本社支部の責任を追及するのは筋違いであると主張する。

確かに、前記認定事実(第1の5(4)①、本命令書11頁)のとおり、51年3月29日からの「ステッカー闘争」については、ス労本部が各支部に対して指令を発していたことが認められる。

しかしながら、本件懲戒処分事由とされたス労本社支部における「ステッカー闘争」は、上記認定事実のとおり、「各支部は具体的な取り組みを計画して実行せよ」とのス労本部の指令を受けて、ス労本社支部がその責任と権限におい

て会社の本社が入居している TBS 会館における「ステッカー闘争」を計画し実行したものである。また、その態様をみれば、ス労本社支部は、同月 29 日に「本日からステッカー闘争に突入する」「ステッカー闘争をより強化する」などと記載した「朝ビラ」を配布し、その日の昼休みに TBS 会館 6 階エレベーターホール壁面等にビラを貼付している。しかも、その後も会社からのス労本社支部に対するビラ貼付を行わないようにとの申入れや警告を無視して、ビラを貼付し続けていたのである。したがって、「ステッカー闘争」の根本の指令がス労本部から出されたものであったからといって、ス労本社支部の具体的な計画、指揮の下に実行された会社本社が入居する建物におけるビラ貼付行為に対する同支部役員「企画・指揮」責任が問題とされるのは当然であって、その責任が免責される理由はない。

また、再審査申立人らは、「ステッカー闘争」が争議権の行使として、必要かつ正当な行為であるのに、会社は 49 年以来直ちに全部剥がし、更に貼付枚数も 49 年と 51 年の枚数がほぼ同じであるのに、会社は殊更 51 年春闘時を狙って本件処分を行ったと主張する。しかしながら、ビラ貼付行為が上記のとおり態様等であったことを考えれば、正当な争議権の行使に当たるとは到底評価できず、会社が警告や注意をするなどの相当な手続を経た上で自ら撤去したことは、対抗手段として是認できるというべきである。また、前記認定事実(第 1 の 2(6)④、本命令書 8 頁)のとおり、会社が 51 年に至って本件処分を行ったのは、会社が処分を留保していたに過ぎないものであって、会社の再三の警告にもかかわらず、ス労本社支部が上記のような正当な組合活動の範囲を逸脱したビラ貼付行為を止めなかったことを合わせ考えると、会社が従前の対応を改め、処分をもって対応したとしてもやむを得ないものといえる。したがって、再審査申立人らの主張は採用できない。

さらに、再審査申立人らは、ビラは濡れ雑巾で剥がせば簡単に取れるのに、会社はあえて定規で行い塗装を剥離させたものと主張するが、この当時のビラ貼付の態様や剥離後の状況については、前記認定事実(第 1 の 5(4)①、本命令書 11 頁以下)や乙第 92 号証、同第 94 号証、同第 99 号証及び同 101 号証ないし同 107 号証のとおりであるから、再審査申立人らの主張は採用できない。」

- (3) 51 年春闘中におけるエ労組合役員の入構阻止をめぐるトラブルについて初審命令理由第 2 の 2(2)⑭(36～37 頁)の末尾に次のとおり加える。

「なお、再審査申立人らは、51 年 4 月 8 日の「朝ビラ」配布は、ス労本部の指令、現場指揮の下に第二組合幹部に対する糾弾行動として行ったのであり、ス労本社支部が責任を負わされるいわれはないと主張する。

確かに、「朝ビラ」配布活動に関連する51年春闘中の「ステッカー闘争」の指令がス労本部から発せられていたことは上記(2)のとおりであり、また、前記認定事実(第1の5(4)⑤ア、本命令書13頁以下)のとおり、同年4月8日のTBS会館正面玄関前での「朝ビラ」配布にはス労本部役員らも参加していたことが認められる。

しかしながら、ス労本社支部における「ステッカー闘争」の具体的な計画と指揮が同支部の責任と権限において行われたことは上記(2)のとおりであり、また、前記認定事実(第1の4(1)、9頁、本命令書10頁、同5(4)③ア、本命令書13頁)のとおり、そもそも「朝ビラ」配布は、同支部の方針に基づきTBS会館正面玄関前でほぼ連日のように行われていたもので、その方法を同支部執行委員会で決定するなど、具体的な計画と指揮が同支部の責任と権限において行われていたものであった。そして、同年4月8日のス労の「朝ビラ」配布の態様をみると、前記認定事実(第1の5、(4)⑤ア、本命令書13頁以下)のとおり、ス労は、ス労本社支部組合員らを中心にTBS会館正面玄関付近で「朝ビラ」配布を行っていたところ、エ労組合員らが出勤してきた際に、X1はハンドマイクで「二組のイヌが来たぞ」「会社のイヌどもが一人前の面をしてやって来た」等と叫んでス労組合員のエ労幹部に対する嫌悪感を煽り、第二組合(エ労)糾弾行動の士気を高揚させていたものと認められ、当日の行動がもっぱら又は主としてス労本部役員の指揮の下で実行されたと認めるべき証拠はない。

そうすると、同年4月8日の「朝ビラ」配布は、実質的にはス労本社支部役員らによって「企画・指揮」されたものといえるのであって、「朝ビラ」配布の根本の指令がス労本部から出ていたとか、当日の行動にス労本部役員らが参加していたからといって、X1を含むス労本社支部役員の「企画・指揮」責任が免責されるわけではない。

また、再審査申立人らは、X1は初審命令が挙げるような暴力行為を一切しておらず、初審命令は東京地裁の刑事判決で有罪となった行為をそのまま認定して解雇を相当と決めつけたものなどと主張する。

そこで、X1のYk及びMに対する暴力行為について検討すると、同年4月8日朝の状況については、前記認定事実(第1の5(4)⑤ア、本命令書13頁以下)のとおりであり、また、東京地裁がX1のこれらの行為について、暴力行為のあったことを認定し、この判決が最高裁で確定していることは、前記認定事実(第1の7(2)、25頁以下)のとおりである。そして、本件に関する全証拠を検討しても、X1の上記各暴力行為を含む懲戒解雇事由の存在を疑わせるに足りる適確な証拠はない。しかも、前記認定事実(第1の3(2)、7頁、同5(4)③ア、18頁、

本命令書 13 頁、同⑤ア、本命令書 13 頁以下)のとおり、本件発生前の 49 年にス労本社支部役員を中心とするス労脱退者がエ労を結成したことにより、ス労がエ労を敵視し、鋭い対立関係にあったことが認められるが、このような事情があったからといって、エ労組合員らの会社への入構を實力をもって妨害したり、ましてや暴力を振るう行為は正当な組合活動とはいえないから、再審査申立人の主張は採用できない。」

(4) 51 年春闘中における、ビラ撤去をめぐる警備員とのトラブルについて

ア 初審命令第 2 の 2(2)⑩第 2 段落(37 頁)中の「また、上記警備員らとのトラブルに際し」から末尾までを削り、同末尾に次のとおり加える。

「なお、再審査申立人らは、初審判断は東京地裁の刑事判決をそのまま認定した結果、会社が解雇事由に挙げていない「警備員 Th」に対する行為まで処分を相当と判断する誤りを犯しており、この一点をとっても初審命令は取り消されるべきであると主張する。

確かに、再審査申立人らが主張するとおり、前記認定事実(第 1 の 5(4)⑤イ、21 頁、本命令書 14 頁)によれば、警備員 Th に対する X1 の暴力行為が認められるものの、初審命令は、会社がこの事実自体は本件懲戒解雇事由には挙げていないのに、これを含む警備員らに対する暴力行為について「懲戒解雇事由とされても止むを得ない」と判断しているから、この点に関する限り初審命令の判断には不適切な説示があるというべきである。

しかしながら、上記警備員とのトラブルに際し、X1 自身も警備員 S の大腿部を蹴り、頭髪をつかんで引っ張り、胸倉付近に体当たりするなどの暴力行為に及んでいることは明らかであり、このことが正当な組合活動に当たらないことは当然のことである。そうすると、51 年 4 月 8 日夕刻のビラ撤去をめぐる警備員とのトラブルにおける暴力行為については、X1 の「企画・指揮」責任及び「実行行為」責任として懲戒解雇の事由とされてもやむを得ないというべきである。

さらに、その余の再審査申立人らの主張についてみると、ス労本社支部のビラ貼付の態様やス労本社支部組合員と警備員とのトラブルの状況は、前記認定事実(第 1 の 5(4)①、本命令書 11 頁以下、同⑤イ、21 頁)のとおりである。してみると、このようなビラ貼付に対して、会社がアルバイトによるビラ撤去作業を行わせることは上記(2)のとおり問題はなく、かえってス労は会社によるビラ撤去行為を説得、抗議と称して實力をもって妨害している。しかも、会社がス労とのトラブルを惹起させるべくあえてス労の講演会が行われている時間にビラの撤去作業を行かせたとは認められないし、ス労とのト

ラブルに際し警備員が組合員に対して暴力行為をしたとの疎明もない。したがって、再審査申立人らの主張は採用できない。」

2 前記第2の2の再審査申立人らの主張について

(1) 初審命令も、同理由第2の2(1)(27頁以下)のとおり会社における当時の労使関係とともに、会社がX1の懲戒解雇事由として挙げる各事実について判断を加えた上で、会社によるX1の懲戒解雇の措置が不当労働行為には当たらないと判断しており、その判断には誤りはないから、再審査申立人らの主張は採用できない。

(2) 再審査申立人らの、会社が49年に第二組合のエ労を「でっち上げた」との主張については、それを認めるに足る証拠はなく、また、「51年の刑事弾圧」を口実にス労の壊滅を企図していたとの主張についても、前記認定事実(第1の5(4)⑦イ、23頁以下、同7(2)、25頁以下)及び上記判断のとおりであって、会社が「51年の刑事弾圧」を口実に、本件懲戒解雇処分を行ったとの証拠もない。

なお、再審査申立人らは、X1の本件懲戒解雇が会社によるス労の壊滅を企図した不当労働行為であることを裏付ける事実として、特に本件懲戒解雇後においても、57年9月16日のホテル阪神会議で、当時ス労エッソ大阪支部書記長のX2らを解雇するための謀議等を行っていたことを挙げ、本件初審及び当審において、同会議に出席していたY2がその内容をメモしたノートの抜粋を掲載したビラ等を書証として提出するとともに、再審査申立人らの申請した証人は、この会議の趣旨などについて縷々証言している。しかしながら、これらの書証や証言によっても、ホテル阪神会議における大阪支店長らの検討内容が、ス労の壊滅を企図していたものであったとは認め難く、他にこれを認めるに足りる適確な証拠はない。

3 不当労働行為の成否について

以上のとおりの判断に加え、前記認定事実(第1の6(1)、本命令書14頁以下)のとおり、会社は、本件懲戒処分を決定するに当たって、51年1月から4月までの間におけるX1を含むス労本社支部組合員の間における問責行為の状況、処分対象者の範囲、同支部三役の責任の程度、各人別の処分の量定等について検討を加え、会社の最高意思決定機関であるM.D.Cに諮り最終的に処分内容を決定している。また、前記認定事実(第1の6(2)、本命令書15頁)のとおり、本件懲戒処分前には、団体交渉でこれらの行為について繰り返さないよう申し入れたり、会社として必要な措置をとる権利を留保する旨の警告書を発するなど、相当な手続を経た上で決定していることが認められる。

しかも、X1の懲戒解雇事由とされた行為などが正当な組合活動と認められるな

らともかく、上記のとおり明らかに正当な組合活動の範囲を著しく逸脱した行為であり、十分な懲戒解雇事由を備えていると判断できる上、会社がス労の弱体化を目的としてあえて X1 の懲戒処分を行ったとも認められないことに照らせば、会社が同人を就業規則に基づき懲戒解雇処分に付したことをもって、不当労働行為に当たるとは到底認められない。

なお、本件労使関係に関する前記認定事実(第 1 の 3 ないし 5、7 頁ないし 24 頁、本命令書 8 頁ないし 14 頁)によれば、会社がエ労の結成を機にエ労に対して好意的な対応をなし、ス労とりわけ 50 年に発足したス労本社支部の行った行動を嫌忌していたであろうことは推認できるが、このことをもってしても上記判断を左右するものではない。

以上のとおりであるので、本件再審査申立てには理由がない。

よって、本件再審査申立ては棄却することとし、労働組合法第 25 条、第 27 条の 17 及び第 27 条の 12 並びに労働委員会規則第 55 条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成 17 年 4 月 6 日

中央労働委員会

第三部会長 荒井史男 ㊟

「別紙 略」